

[別紙1]

職業訓練サポート事業(住居費助成金)の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (4月15日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
*これ以降に助成事由が発生した場合、発生した日から1週間以内に行ってください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始 → 着手届提出は不要

○この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止するには県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出は不要

※事業の完了とは:訓練の修了又は賃貸借契約の満了をもって事業の完了とする。

○この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、若しくは下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○原則として、助成対象経費を支払った日から10日以内に口座振込依頼書(初回支払時のみ)、領収書の写し又は口座振込の事実がわかるものを提出してください。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・産業人材育成センター倉吉校 鳥取県倉吉市福庭町2-1

0858-26-2247 sangyoujinzai-center@pref.tottori.lg.jp

商工労働部・産業人材育成センター米子校 鳥取県米子市夜見町3001-8

0859-24-0371 sangyoujinzai-yonago@pref.tottori.lg.jp